

東 教 第 1 4 6 号

平成31年4月17日

各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

平成31年5月分 小中学校県費事務システムの報告等について（通知）

日頃から給与・旅費の適正な支給について格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
標記の件につきましては、下記により事務処理をお願いします。

記

1 給与報告について

（1）入力期間について

入 力 内 容 ： 5月分給与報告のデータ

給与報告期間 ： 平成31年4月22日（月）から平成31年5月7日（火）まで

報告可能時間 ： 午前8時15分から午後7時まで

※4月の報告時、臨時的任用職員・再任用職員の通勤手当支給報告で支給終了の年月を入れていない場合は、31年4月に遡り必ず報告してください。

※給与報告期間は教職員課の通知と異なりますので御注意ください。

※5月10日（金）まではデータ確認及び修正期間のため、連絡させていただくことがありますので、御承知おきください。

平成30年度給与等の修正（現年度扱い）は5月報告が最後となります。

（2）手計算の給与報告について（給与特例計算報告書1，3，4，5，給与追給戻入報告書等）

提出期限 ： 平成31年4月24日（水） ※システム入力期間と異なります。

提出場所 ： 東部教育事務所 総務・給与担当

提出方法 ： 持参又は郵送 （4月24日（水）必着）

ア 給与特例計算報告書4 （現年度戻入をする場合に使用）

※平成30年度分は原則として受け付けできません。報告をする際は、
給与特例計算報告書5にて報告してください。

イ 給与特例計算報告書5 （過年度戻入をする場合に使用）

ウ 給与追給戻入報告書 （追給をする場合に使用）

報告書作成の注意点

- ・添付書類：① 給与支払簿の写し(A4サイズ)
② 算出基礎が確認できる書類(各種届、認定簿、添付書類等)
※児童手当の随時払いのみ②の書類は不要です。
- ・イ(特例5)のみ：対象職員の郵便番号及び住所を戻入理由欄又は算出基礎欄に記入してください(納入通知書発行に使用)。
- ・ウ(追戻)のみ：前々年度中に退職(任期満了含む)し、その後の採用がない職員の場合は、報告書の「理由及び算出基礎」欄に退職年月日を記入してください。

(3) 給与報告等における注意点

ア 給与修正報告1, 4について

- ・5月中途発令の臨時的任用職員の報告を行うときは支給開始年月日を発令日まで入力してください。4月中途発令の職員は空欄で結構です。
- ・4月に給与が支給されていない4月中途発令者もしくは5月発令の臨時的任用職員のうち新職員番号付与者については、口座振替報告も必ず行ってください。

イ 平成30年度給与等の修正について

平成30年度の給与等を現年度扱いとして修正できるのは、**5月報告が最後**となります。**平成30年度中の給与支給額に誤りがないか、再度確認をしてください**。6月以降(出納整理期間終了後)は、給与追給戻入報告書及び給与特例計算報告書5により修正をする必要が生じます。

ウ 4月分給与明細の確認について

- (ア) 新規本採用職員及び4月18日までに任用された臨時的任用職員
→原則、4月分の給与が支給されています。正しく給与が支給されているか確認をしてください。
- (イ) 転入者
→前所属所と連絡をとり、正しい金額が支給されているか確認をしてください。
- (ウ) 4月1日付けで人事異動・昇任昇格・昇給があった職員
→人事異動通知書及び昇給昇格調書と一致しているか確認をしてください。
- (エ) 給料の調整額(特別支援学級担当)支給対象職員
→4月分の給料の調整額(特別支援学級担当)は、空欄になっていても「給料の月額」欄の金額に含まれている(正しく支給されている)場合があります。御確認ください。

エ 口座登録情報について

- ・4月に新設・統合のあった金融機関を登録する場合、**県費事務システムで選択できないことがあります**。**県費事務システムで選択できなかった場合、「給与等の口座振替申出書」**を東部教育事務所までご提出ください。
(※すでに登録済の口座も含め、すべての金融機関の情報を記入してください。)

提出期限：平成31年5月7日(火) 17:00まで

提出方法：持参・郵送・FAX(5月7日(火) 17:00必着)

(4) 帳票データ配信について

配 信 日 : 平成31年5月16日(木)

配 信 帳 票 : 給 与) 給与支給明細書等
旅 費) 旅費支給内訳表
非常勤) 報酬等支給明細書

※給与、報酬等が正しく支給されているか必ず内容を確認してください。

※給与支払簿で現金支給者の有無を必ず確認してください。

※印刷した給与支給明細書、報酬等支給明細書を職員に配付してください。

2 旅費支給額報告について

入 力 内 容 : 4月旅行分(5月提出分)旅費支給額報告のデータ

支給額報告期間 : 平成31年5月20日(月)から平成31年6月3日(月)まで

報告可能時間 : 午前8時15分から午後5時まで

※旅費請求書については、5月20日(月)まで(必着)に提出してください。

提出場所は、教職員課県費事務担当(〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階)です。

4月旅行分以降、提出先は東部教育事務所ではないので、ご注意ください。

提出方法は持参、または郵送です。郵送の場合は提出期限内に届くよう、期日に余裕をもって発送してください。

3 非常勤講師勤務実績報告について

入 力 内 容 : 4月分勤務実績データ(非常勤講師)

給与報告期間 : 平成31年4月24日(水)から平成31年5月9日(木)まで

報告可能時間 : 午前8時15分から午後7時まで

※発令内容ごとに勤務日数、時間が定められています。市町教育委員会に辞令・勤務日等を確認のうえ、徹底した管理をお願いいたします。任用事由によっては、報酬を支給することができない勤務内容があります。

※勤務実績がない場合も「勤務実績登録」画面で『更新』を行ってください。

※4月に新設・統合のあった金融機関を登録する場合、県費事務システムで選択できないことがあります。県費事務システムで選択できなかった場合、「口座振替依頼書」を平成31年5月8日(水)までに東部教育事務所へご提出ください。(FAX可)

- ・非常勤講師の臨任番号・職員番号については別途通知いたします。
- ・教育事務所で氏名等の基本情報が登録されていない場合は、基本情報マスタ画面の確認ができませんので御了承ください。
- ・口座情報は学校で登録していただきます。口座情報が未登録または変更になる場合は、修正をお願いします。なお、教育事務所には口座振替依頼書の提出は不要です。

4 勤務状況報告書等について（スクールカウンセラー）

提出期限：平成31年5月7日（火）必着

提出場所：東部教育事務所 総務・給与担当

提出方法：持参又は郵送（5月7日（火）必着）

※非常勤システムの対象は非常勤講師のみです。スクールカウンセラーは従来どおり、紙の報告書を提出してください。

※勤務が0日の場合も必ず御提出ください。

※原本の提出が間に合わない場合、先にファクシミリ送信してください。

5 退職手当内申書及び添付書類について

（1）対象者：平成31年6月中退職者

（2）提出期限：平成31年5月10日（金）必着

（3）提出場所：東部教育事務所 総務・給与担当

（4）提出方法：持参又は郵送（5月10日（金）必着）

（5）提出書類：ア 退職手当内申書

【注意】職印、退職者認印

イ 履歴書（写）

【注意】原本証明（内申日＝証明日）、A4判両面コピー

ウ 退職所得の受給に関する申告書

【注意】退職者認印、個人番号（マイナンバー）は記入しないこと

※5月中途退職者については書類が整い次第、速やかに御提出ください。

6 その他

（1）90日を超えて病気休暇を取得した職員に係る給料半減の報告について

→平成24年7月26日付教職第498－3号に基づき事務処理をお願いします。

（2）修学部分休業を取得した職員に係る給与等の減額報告について

→平成24年7月26日付教職第497－3号に基づき事務処理をお願いします。

7 ポータルサイト掲載情報について

以下の通知等について小中学校県費事務システムポータルサイトに掲載しております。今後も、各学校に通知・連絡事項がある場合には小中学校県費事務システムポータルサイトに掲載しますので、定期的に情報を確認してください。

① 平成31年度小中学校等教職員旅費事業一覧について

② 平成31年度版 給与・旅費パンフレットの配布について

③ 「給与関係コード表」の改訂について（通知）

④ 給与管理システム事務処理要領の改訂について（通知）

⑤ 県費負担教職員に係る個人番号の提出等について

⑥ 平成31年度総務・給与担当事務分掌について

⑦ 給与関係規程について

⑧ 改元に伴う給与報告書等の取扱いについて

小中学校県費事務ヘルプデスク

電話：03-6735-9163

FAX：03-5656-9340

営業時間：8：45～17：00

東 部 教 育 事 務 所

総 務 ・ 給 与 担 当

電 話：048-737-2727

F A X：048-737-2812

5月給与報告システム 注意点

システムから給与報告を行う際には以下の事に注意して、正しい報告を行ってください。

1 共通

☐ 重複入力がないか。（操作手引書 P 4 参照）

※当月の報告期間中に、一度でも報告を行った場合には、その報告画面の「検索」ボタンをクリックすることで当月報告したデータが呼び出されます。一度報告を行った職員のデータを修正する際は、必ず「検索」からデータ修正を行ってください。

2 給与修正報告 1, 4（給与基本報告 2）（操作手引書 P 10～P 14 参照）

☐ 新職員番号の職員は必ず**氏名、住所、性別、生年月日、所得税申告区分**を報告する。（併せて口座振替報告も行うこと。）

☐ 支給開始年月日は適正か。（原則、遡及する場合のみ入力する。）

※5月中途発令の職員の報告は必ず該当年月日の欄に採用年月日の「日」まで入力してください。

※4月中途発令の職員の報告は空欄で結構です。

☐ 漢字住所（全角）とカナ住所（半角カナ）の記載内容が完全に一致しているか。

例）大沼1-76 → 材ヌ1-76

例）大沼1丁目76番地 → 材ヌ1ヲカ76バンヂ 注：「ヲ」は、「ヨ」を入力してください（小文字「o」等使用不可）。

※ローマ数字は使用不可なので、入力する際は必ず漢数字又は英数字に直し報告してください。

※漢字住所『-（全角ハイフン）』は、「-（[全]ハイフン）」ではなく「-（[全]マイナス）」を使用してください。

3 給与修正報告 2, 3（操作手引書 P 15～P 18 参照）

☐ 支給開始年月日は適正か。

※月途中で任命された場合は、必ず該当年月日の欄に採用年月日の「日」まで入力してください。

☐ 任命後の報告か。（任命前の場合は、翌月に追給報告をしてください。）

4 勤務実績報告（操作手引書 P 19～P 21 参照）

☐ 月中途採用の職員の採用月の報告は、必ず該当年月日の欄に採用年月日の「日」まで入力してください。

5 通勤手当報告（操作手引書 P 22～P 31 参照）

☐ 入力種別は適正か。

・4月（報告月の前月）に給与が現任校で支給されていない職員は、必ず「新規採用・異動」を選択してください。

例）4月25日任用、4月給与支給なし。通勤手当支給報告を5月に行う場合

※「臨時的任用職員で任用期間の延長・更新となった場合」、「病休・育休・休職から復帰し、支給を再開する場合」については「転居・経路変更等」を選択してください。

☐ 報告欄は適正か。（交通機関利用者）

※異なる鉄道会社を使用する場合は、普通交通機関1と普通交通機関2などに分けて入力してください。

例）春日部～吉川：春日部から新越谷（東武線）→「普通交通機関1」に入力

南越谷から吉川（JR）→「普通交通機関2」に入力

☐ 返納報告額は適正か。

※返納報告する場合は、事前に「経路変更」又は「支給停止」を行ってください。

6 給与減額報告、日割計算報告

介護休暇、部分休業、欠勤等がある場合、減額される時間数の報告をしてください。